

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

- 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（男女家庭課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（規則第14号）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

規 則

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第14号

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成17年兵庫県規則第90号）の一部を次のように改正する。

「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。